

高等教育の修学支援新制度における専修学校の専門課程(専門学校)に関する留意点

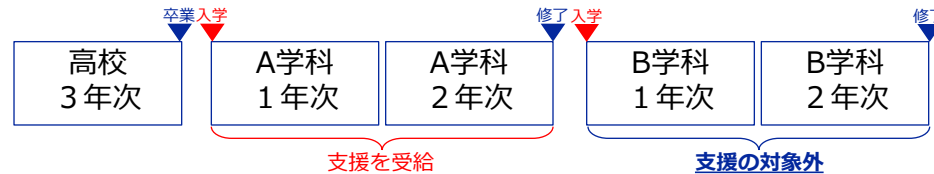
基本的な考え方

- 高等教育の修学支援新制度において、支援の対象となり得るのは専修学校の「専門課程」の生徒。(高等課程、一般課程、附帯教育の生徒は対象外)
- 一度、認定された生徒が支援を受けられる期間は、基本的に当該学科における修業年限までの間(修了まで)である。(A及びCを参照)
- ただし、専門課程である学科から別の学科に異動した場合であって、次に該当するときには支援の対象となる。(Eを参照)
 - 修業年限を終える前に、同一学校種の間で転学をした場合(前の学校の修業年限を終え(修了し)、他の学校に入学した場合には「転学」とはならないことに留意)
 - 修業年限を終える前に、同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍したもの(修了後に異なる学科等に入学した場合には、ここで言う「相互の間」の「転籍」にはならないことに留意)
- 「上級学科」や「専攻科」と称される2番目以降の専門課程に在籍する生徒については、以前に在籍していた学科で支援を受けておらず、かつ、高校卒業後、2番目以降の学科に入学するまでの期間に関する要件(高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内)を満たせば、支援の対象となり得る。(B及びDを参照)

専門課程の間の異動のパターン(例)

A

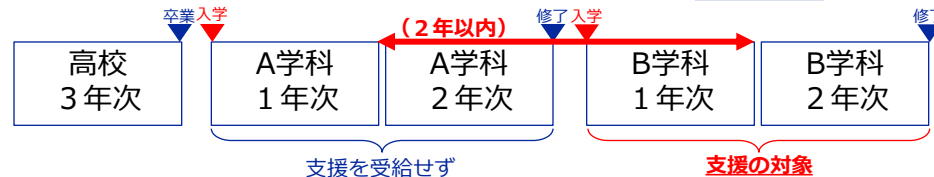
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の2年制のB学科の1年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、B学科では支援の対象外

B

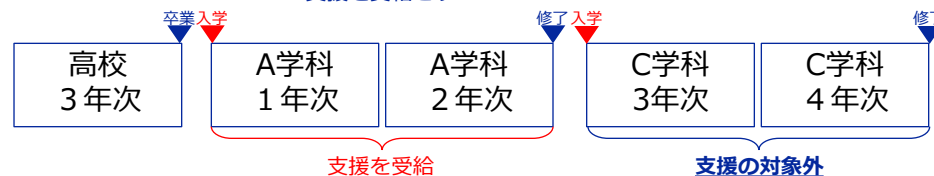
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の2年制のB学科の1年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、B学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば支援の対象
(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、B学科では対象外)

C

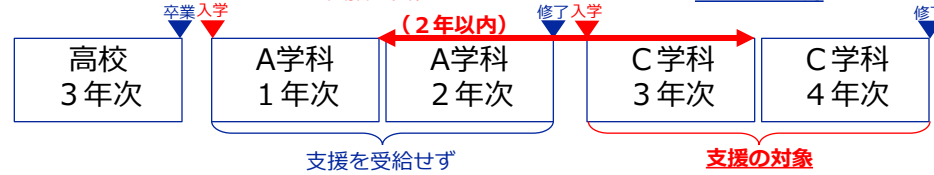
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の4年制のC学科の3年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、C学科では支援の対象外

D

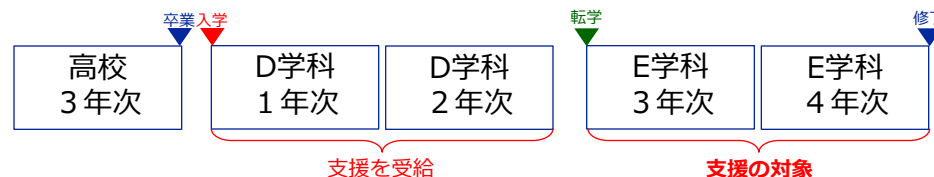
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の4年制のC学科の3年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、C学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば支援の対象
(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、C学科では対象外)

E

3年制のD学科で2年次まで支援を受け在籍し、修了せずに、3年目から別の専修学校(専門課程)のE学科の3年次に転学した場合※



同一学校種間で転学した場合は支援の対象(ただし、D学科を修了した場合は、ここで言う「転学」とはならず、E学科では支援対象外となる。)

※ 同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍した場合も同様